

社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資のお知らせ

社会福祉法人の経営高度化に向けた取り組みを支援するため、以下の優遇融資を実施しております。

また、協働化・大規模化のために必要な経営資金に関しては貸付利率及び償還期間のさらなる優遇を実施しております。

《対象となる事業》

- ・協働化・大規模化のために必要な経営資金
- ・会計監査人の設置等に必要な経営資金
- ・経営不振状態の法人に対する経営資金

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
貸付利率	基準利率▲0.5% ※1 (協働化・大規模化の際に必要な経営資金)※2 基準利率▲0.8% ※1	基準利率
償還期間 (据置期間)	8年以内 (1年以内) (協働化・大規模化の際に必要な経営資金)※2 10年以内 (1年以内)	3年以内 (6月以内)
融資率	90%	70～80%

※1 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表(PDF)の「社会福祉法人の経営の高度化に必要な資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 協働化は社会福祉連携推進法人に限りです。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人(保証人不要制度あり)が必要となります。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1) 連絡先

施設開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)の方

◎東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県より西の地域)の方

◎大阪支店 福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240